



# 日乗連ニュース

## ALPA Japan NEWS

www.alpajapan.org

Date 2004.09.06 No. 27 - 116

発行:日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan  
幹事会

〒144-0043  
東京都大田区羽田5-11-4  
フェニックスビル  
TEL.03-5705-2770  
FAX.03-5705-3274

**IFALPA より Safety Bulletin として「危険物の航空輸送 第6分類 病毒を移しやすい物質」について  
関連情報が出されましたので、紹介します。**

*新しくカテゴリー-B に分類された、病毒を移しやすい物質が航空輸送された際は、従来の規則の適用が緩和されており、注意が必要です。*

### 背景説明

最近まで、病毒を移しやすい物質として分類される危険物が航空輸送される場合は、それらの物質は、危険物輸送規則に則り、その分類に応じて包装され輸送されるように統制されてきました。

しかしながら、昨年末、この危険物輸送規則が一部改訂され、病毒を移しやすい物質が、新たにカテゴリー-A と B\* に分類を緩和されました。この中で、カテゴリー-B は所定の規則から除外されます。

以前は、危険性グループが4程度にわかれていました。その中で、人間や動物への感染はあるが拡散の危険性のないグループ1を除く3つのグループが病毒を移しやすい物質として航空輸送上は定義され、規則が厳格に適用されていました。

つまり、新カテゴリー-B の中には、以前には病毒を移しやすい物質として定義されており、危険物輸送規則に則り輸送されていたものが含まれるのです。

\* カテゴリー-B は、輸送中において個々人に与える病毒を移しやすい物質の危険性は低いものとして分類されている。(例: HIV ビールス、B 型肝炎ビールス、C 型肝炎ビールス等)一方、カテゴリー-A は社会全体に対して、病害の感染が急速に広がるものとして分類されている。(例: エボラビールス等)

これらを収納する容器は、漏洩や破損の可能性を評価するために危険物航空輸送用容器に義務付けられた通常の試験が免除されています。これは輸送容器をより廉価にし、さまざまな書類手続きを省略することで、経費節減をめざす産業界の要求によります。

IFALPA は、カテゴリー-B が事実上危険物輸送の統制外になり、航空輸送に供されることに強く反対します。IFALPA は、ICAO 会議でカテゴリー-B が輸送される場合には、これを NOTOC (PIC に提供される危険物輸送書類) に記載し、PIC に通知するべきであると提案しましたが、残念ながら僅差で反対され、この提案は退けられました。そのため、IFALPA DG Committee が、現場のパイロットに、注意喚起を行う目的でこの Safety Bulletin を発行することになりました。

### 確認された主な問題点

航空輸送を始めとする輸送機関において、緊急事態への対応が定められている危険物が、人知れず輸送される可能性があるのは、歴史上最初のことです。

指定された危険物中には、それがごく少量あるいは定められた量以下の場合、危険物輸送規則により

(裏面に続く)



一般貨物と同様の扱いをされることがありますが、この場合は事故やインシデントが起こった場合における危険性が大変低いことが自明であるため、緊急事態への対応は必要とされていないのです。注目を要する重要なことは、元々このカテゴリーA および B を分類した世界保健機関 WHO においてさえ、両カテゴリーともに同様の警戒手順および緊急事態への対応手順を設定していることです。

カテゴリーBの含まれる包装物には、輸送品名 Diagnostic Specimens( 診断用見本 \* )国連分類番号 UN3373 と印字されています。これは、カテゴリーB 病毒を移しやすい物質を含むことを示しています。

\* 本来、人体および動物に属する物質で、排泄物、分泌物、血液およびその構成物、組織および組織液、診断の目的で輸送されるものをいい、保菌動物はこれより除外される。輸送の際にはカテゴリーB 用容器を使用している。

### 最低限の緊急事態への対応水準を提供するために、IFALPA が提案する手順

- 1 . もし、Diagnostic Specimens UN3373 と印字された包装物が、自機に航空輸送されることが判明したら、その乗員（運航乗務員および客室乗務員）はそれらの輸送量や搭載位置に注目すべきです。
- 2 . もし、これらの包装物が一般貨物として輸送された場合は、大部分は航空郵便として輸送されるので、それらは郵便袋の中にあると予想されます。それゆえ、郵便袋からの漏洩や、これらの破損が明らかになったとしたら、Diagnostic Specimens UN3373 に関連する包装物に異常があると疑うべきです。
- 3 . もし、該当する包装物が破損しているとしたら、その該当する輸送物は、破損を受けた危険物を航空機から排除するための所定の手順に従って、航空機から取り除かれるべきです。
- 4 . Diagnostic Specimens UN3373 を含む輸送物によるインシデントに対して緊急事態への対応が、飛行中に必要になったならば、現在毒物類に適用されるドリルコード 6\* を使用すべきです。  
\* ドリルコードは航空機に搭載されている ICAO Document 9471 Emergency Response Guidance for Aircraft Incidents Involving Dangerous Goods (冊子の表紙が赤いため、Red Book とよばれる)のピンクのページに記載されている。2005 年 1 月からは新しいドリルコード 11 が病毒を移しやすい物質に対して設定され、適用される。
- 5 . 一方、航空機が地上にある場合は、緊急時対応者および専門家が、その状況を処理するために呼び出されるべきです。その際、病毒を移しやすい物質についての緊急事態への対応が Diagnostic Specimens UN3373 に適用されるべきです。

### 結論

現在のところ、適切な追加的手順が、他の国際機関たとえば、航空輸送の実務機関である IATA ( 国際民間航空協会 ) 等から提示されていないので、IFALPA Dangerous Goods Committee は Safety Bulletin のなかに手順を立案した次第です。

この Safety Bulletin の発行は、基本的にカテゴリーB 病毒を移しやすい物質の輸送自体を拒否することを意図してはいません。むしろ、これらの航空輸送の安全をはかり、航空輸送の有利点をもって、航空輸送を促進させることを意図しています。そのためには、厳正に輸送規則を遵守することが重要です。規則を省略することで、医学界はじめ産業界が経費削減を行おうとする安易な要請に対して、警鐘を与えることが主要な目的です。

今後、国や航空会社は、この航空輸送に関して制限や追加的な手順を定めると予想されます。これらが IFALPA の提案に優先することは言うまでもありません。